

Think VPNサービス契約約款

令和5年7月3日

株式会社トークネット

(目 次)

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 Think VPNサービスの品目等	3
第4条 Think VPNサービスの品目等	3
第3章 Think VPNサービスの提供区域等	4
第5条 Think VPNサービスの提供区域等	4
第4章 契約	5
第6条 契約の単位	5
第7条 共同契約	5
第8条 アクセス回線の終端	5
第9条 収容区域及び加入区域	5
第10条 契約申込の方法	5
第11条 契約申込の承諾	5
第12条 最低利用期間	5
第13条 品目等の変更	6
第14条 アクセス回線の移転	6
第15条 I Pアドレスの数又は設定の変更等	6
第16条 契約者回線の異経路	6
第17条 契約者回線の利用の一時中断	6
第18条 権利の譲渡の禁止	6
第19条 契約者が行う契約の解除	6
第20条 当社が行う契約の解除	6
第21条 その他の提供条件	7
第5章 契約者回線群の設定等	8
第22条 契約者回線群の設定等	8
第23条 契約者回線群の変更	8
第24条 契約者回線群の廃止	8
第6章 付加機能	9
第25条 付加機能の提供	9
第26条 付加機能の最低利用期間	9
第27条 付加機能の利用の一時中断	9
第28条 付加機能の廃止	9
第7章 端末設備の提供等	10
第29条 端末設備の提供	10
第30条 端末設備の移転	10
第31条 端末設備の利用の一時中断	10
第8章 回線相互接続	11

第32条 当社又は他社の電気通信回線の接続	11
第33条 他社接続回線の相互接続	11
第34条 他社接続回線の接続変更	11
第35条 接続休止	11
第36条 相互接続点の所在場所等の掲示等	11
第9章 利用中止及び利用停止	12
第37条 利用中止	12
第38条 利用停止	12
第10章 Think VPNサービスの利用の制限等	13
第39条 Think VPNサービスの利用の制限等	13
第39条の2 モバイル接続回線の利用の制限等	13
第39条の3 通信条件	13
第40条 他社接続回線による制約	14
第11章 料金等	15
第1節 料金及び工事に関する費用	15
第41条 料金及び工事に関する費用	15
第2節 料金の支払義務	15
第42条 料金の支払義務	15
第43条 工事費の支払義務	16
第44条 線路設置費の支払義務	16
第45条 設備費の支払義務	17
第3節 料金の計算方法等	17
第46条 料金の計算方法等	17
第47条 料金等支払いの連帯責任	17
第4節 割増金及び遅延損害金	17
第48条 割増金	17
第49条 遅延損害金	17
第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	18
第50条 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	18
第12章 保守	19
第51条 契約者の維持責任	19
第52条 契約者の切分責任	19
第53条 修理又は復旧の順位	19
第13章 損害賠償	20
第54条 責任の制限	20
第55条 免責	20
第14章 雜則	21
第56条 承諾の限界	21
第57条 利用に係る契約者の義務	21
第58条 他人に使用させる場合の契約者の義務	21
第59条 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等	21
第60条 技術的事項及び技術参考資料の閲覧	21
第61条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	22
第62条 契約者の氏名等の通知	22
第63条 協定事業者からの通知	22

第64条 法令に規定する事項	22
第65条 閲覧	22
第15章 附帯サービス	23
第66条 附帯サービス	23
別記	24
1 Think VPNサービスの提供区域等	24
2 契約者の地位の承継	24
3 契約者の氏名等の変更	24
4 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	24
5 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等	24
6 自営端末設備の接続	25
7 自営端末設備に異常がある場合等の検査	25
8 自営電気通信設備の接続	25
9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	26
9の2 無線通信装置の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い	26
9の3 モバイル接続回線に係る通信利用の制限	26
9の4 データ通信量の測定など	26
10 当社の維持責任	26
11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続き代行	26
12 カスタマコントロールの提供	27
13 トラヒックレポートサービスの提供	27
14 端末設備状態通知サービスの提供	27
15 新聞社等の基準	27
16 技術資料の項目	27
料金表	28
通則	29
第1表	31
第2表	55
第3表	63
別表	66
基本的な技術的事項	66
附則	67

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、このThink VPNサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりThink VPNサービスを提供します。

（注）本条のほか、当社は、Think VPNサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 Think VPN収容網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 Think VPNサービス	Think VPN収容網を使用して行う電気通信サービス
5 Think VPNサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりThink VPNサービスを提供する当社の事業所
6 Think VPNサービス取扱所	Think VPNサービスに関する業務を行う当社の事務所
7 Think VPNサービス契約	当社からThink VPNサービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社とThink VPNサービス契約を締結している者
9 収容局設備	Think VPN収容網に所属するThink VPNサービス取扱局に設置される電気通信設備
10 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
11 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者
12 協定事業者	当社と相互接続協定又は電気通信サービスの卸契約（以下、「卸契約」といいます。）を締結している電気通信事業者
13 他社接続回線	相互接続点又は他社の電気通信サービスとの分界点において、当社の電気通信設備と接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
14 アクセス回線	Think VPNサービス契約に基づいて収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
15 アクセス回線等	アクセス回線及び当社が必要により設置するアクセス回線に係る電気通信設備

16 利用回線	Think VPNサービス契約に基づいてThink VPN収容網と相互に接続される他社接続回線であって、相互接続協定又は卸契約に基づき当社が料金を設定するもの
17 モバイル接続回線	Think VPNサービス契約に基づいてThink VPN収容網と当社が別に定める携帯・自動車電話事業者の電気通信サービスとの間に設置される電気通信回線であって、当社が他の電気通信事業者より提供をうけている電気通信設備で構成されるもの、Think VPN収容網と当社のモバイルデータ通信サービス又は当社のTOHKtalk mobile通信サービスとの間に設置される電気通信回線であって、他社接続回線及び当社が他の電気通信事業者より提供をうけている電気通信設備で構成されるもの
18 契約者回線	アクセス回線、利用回線、又はモバイル接続回線
19 契約者回線群	Think VPN収容網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線、利用回線、モバイル接続回線又はクラウド接続回線により構成される回線群
20 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（以下「J P R S」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称
21 I P アドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
22 クラウド提供事業者	当社が別に定めるクラウドサービスを提供する事業者
23 クラウド接続網	Think VPNサービスにおいて、クラウドゲートウェイとクラウド接続回線を相互に接続する電気通信回線設備
24 クラウド接続回線	Think VPNサービス契約に基づきThink VPN収容網とクラウド接続網との間に設置される電気通信回線
25 クラウドゲートウェイ	当社が別に定めるクラウド提供事業者が設置する電気通信設備の分界点とクラウド接続網との間に設置される電気通信回線設備
26 端末設備	電気通信回線設備の一端に（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
27 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
28 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
29 無線通信装置	アンテナ設備及び無線送受信機能を有する回線終端装置
29の2 無線基地局設備	無線通信装置との間で電波を送受信するための電気通信設備
30 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
31 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 Think VPN サービス の 品 目 等

(Think VPN サービス の 品 目 等)

第4条 当社の提供するThink VPNサービスには、料金表第1表（料金）に規定する品目及び通信の態様による細目があります。

第3章 Think VPNサービスの提供区域等

(Think VPNサービスの提供区域等)

第5条 当社のThink VPNサービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

2 当社は、当社の指定するThink VPNサービス取扱所において提供区域等を閲覧に供します。

第4章 契 約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のThink VPNサービス契約を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について契約者が2人以上となるThink VPNサービス契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同じとします。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するThink VPNサービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(Think VPNサービス契約申込の方法)

第10条 Think VPNサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をThink VPNサービス取扱所に提出していただきます。

(1) Think VPNサービスの品目及び通信の態様による細目

(2) 契約者回線の終端の設置場所

(3) 利用回線に係るThink VPNサービス契約の申込みにあっては、区間、協定事業者の氏名又は名称及びその利用回線に対応する契約者回線群

(4) モバイル接続回線（料金表第1表（料金）に定めるCPA型のもの、FRE型のもの、又はCMA型のものに限ります。）に係るThink VPNサービス契約の申込にあっては、IPアドレスの数若しくは同時接続可能数又は認証方式の区別

(5) クラウド接続回線に係るThink VPNサービス契約の申込みにあっては、そのクラウド接続回線に対応する付加機能クラウドゲートウェイ

(6) Think VPNサービス契約の申込みのあったアクセス回線、利用回線、又はモバイル接続回線に対応する契約者回線群

(7) その他Think VPNサービス契約申込みの内容を特定するために必要な事項

(Think VPNサービス契約申込の承諾)

第11条 当社は、Think VPNサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのThink VPNサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあった契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) Think VPNサービス契約の申込みをした者が、Think VPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 利用回線に係るThink VPNサービス契約の申込みにあっては、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(4) 契約者回線群の設定等、その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第12条 Think VPNサービスについては、モバイル接続回線（FRE型のものに限ります。）を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、Think VPNサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 契約者は、前2項の最低利用期間内に契約の解除、契約者回線の品目等の変更又は移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（品目等の変更）

第13条 契約者は、契約者回線の品目及び通信の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（Think VPNサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第14条 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（Think VPNサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（IPアドレスの数又は設定の変更等）

第15条 契約者は、モバイル接続回線（料金表第1表（料金）に定めるCPA型のもの、FRE型のもの、又はCMA型のものに限ります。）について、IPアドレスの数若しくは同時接続可能数又はそれらの設定の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（Think VPNサービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の異経路）

第16条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

（契約者回線の利用の一時中断）

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（権利の譲渡の禁止）

第18条 契約者がThink VPNサービス契約に基づいてThink VPNサービスの提供を受ける権利は、譲渡できません。

（契約者が行う契約の解除）

第19条 契約者は、Think VPNサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめThink VPNサービス取扱所に当社所定の解除通知書により通知していただきます。

（当社が行う契約の解除）

第20条 当社は、次の場合には、そのThink VPNサービス契約を解除することがあります。

(1) 第38条（利用停止）の規定により利用停止された契約者回線について、契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第34条（他社接続回線の接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。

(3) そのThink VPNサービス契約に係る契約者回線群について、第24条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止の申し出があったときであって、第23条（契約者回線群の変更）第1項に規定する変更請求を行わないとき。

2 当社は、契約者が第38条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、契約者回線の

利用停止をしないでその契約者回線に係るThink VPNサービス契約を解除することがあります。

- 3 前2項の規定するもののほか、モバイル接続回線（FRE型のものでRADIUS認証のものに限ります。）の加算料について、暦月において3ヶ月連続で請求すべき料金がないとき、当社は、そのモバイル接続回線の契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定により、そのThink VPNサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

第21条 Think VPNサービス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定等)

- 第22条** 契約者は、アクセス回線、利用回線、モバイル接続回線、又はクラウド接続回線について、契約者回線群を指定し、Think VPNサービス取扱所に申し出ていただきます。
- 2 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、Think VPNサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 3 第1項の場合において、当社は、その契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
- 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更)

- 第23条** 契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ契約者回線群の変更の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

- 第24条** 当社は次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線の解除があった場合であって、第22条（契約者回線群の変更）第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

第6章 付加機能

(付加機能の提供)

第25条 当社は契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等Think VPNサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の最低利用期間)

第26条 当社が別に定める付加機能については、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、その付加機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、当社が別に定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(注) 本条の当社が別に定める付加機能とは、料金表第1表に定める回線冗長化機能及びゲートウェイ機能をいいます。

(付加機能の利用の一時中断)

第27条 当社は契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(付加機能の廃止)

第28条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) 付加機能の提供を受けている契約者から、Think VPNサービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第7章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第29条 当社は、その契約者回線について、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第30条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第31条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第8章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第32条** 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をThink VPNサービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信については、その品質を保証しません。
- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定によりThink VPNサービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面によりThink VPNサービス取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線の相互接続)

- 第33条** 当社は、他社接続回線と接続するThink VPNサービス契約申込を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

- 第34条** 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

- 第35条** 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のThink VPNサービスを利用できなくなったときは、そのThink VPNサービスについて接続休止（そのThink VPNサービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのThink VPNサービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。
- ただし、そのThink VPNサービスについて、契約者から利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又はThink VPNサービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことをお知らせします。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのThink VPNサービス契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、その契約者にそのことをお知らせします。

(相互接続点の所在場所等の掲示等)

- 第36条** 当社は、相互接続点の所在場所等について、当社が指定するThink VPNサービス取扱所に掲示するものとします。
- 2 前項の相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第9章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第37条 当社は、次の場合には、Think VPNサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第36条（相互接続点の所在場所等の掲示等）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第39条（Think VPNサービスの利用の制限等）の規定により、Think VPNサービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりThink VPNサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第38条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのThink VPNサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったThink VPNサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのThink VPNサービスの利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 第57条（利用に係る契約者の義務）又は第58条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりThink VPNサービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

第10章 Think VPNサービスの利用の制限等

(Think VPNサービスの利用の制限等)

第39条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認められたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外の契約者回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(モバイル接続回線の利用の制限等)

第39条の2 前条の規定による場合のほか、当社は、モバイル接続回線（ワイヤレスアクセス型のものに限りません。以下この条において同じとします。）について、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域のモバイル接続回線への通信の利用を制限すること。
- (2) モバイル接続回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社等の電気通信設備を占有する等、その通信が当社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (3) 当社等の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、そのモバイル接続回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は当社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのモバイル接続回線に係る通信の帯域を制限すること。
- 2 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他Think VPNサービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。
- 3 前2項に定めるほか、当社は、モバイル接続回線について、別記9の3に定める通信利用の制限を行います。

(通信条件)

第39条の3 モバイル接続回線（ワイヤレスアクセス型のものに限ります。以下この条において同じとします。）の通信は、その無線通信装置が当社が別に定めるサービス区域内に在籍する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等の電波の伝わりにくいところによる通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等となる場合を含みます。）となる場合があります。

- 2 当社等は、技術上その他やむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があ

ります。

- 3 モバイル接続回線の通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保障するものではありません。
- 4 モバイル接続回線の通信に係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 当社は、1の無線通信装置において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
- 6 電波状況等により、Think VPNサービス（モバイル接続回線を使用して行うものに限ります。）を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(他社接続回線による制約)

第40条 契約者は、協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に規定するところにより、他社接続回線を利用することができない場合においては、その他社接続回線に係る契約者回線を利用することはできません。

第11章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第41条 当社が提供するThink VPNサービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するThink VPNサービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費、設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するThink VPNサービスの態様に応じて、基本回線料、加算額及び付加機能利用料を合算したものとします。

第2節 料金の支払義務

(料金の支払義務)

第42条 契約者は、そのThink VPNサービス契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能又は端末設備の提供を開始した日から起算して、Think VPNサービス契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止(以下この条において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりThink VPNサービスを利用することのできない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、Think VPNサービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金								
1 契約者の責めによらない理由により、そのThink VPNサービスに係る契約者回線を全く利用できない状態(そのThink VPNサービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(2欄若しくは3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連續したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのThink VPNサービス(そのThink VPNサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)に係る契約者回線についての料金。								
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) (2)、(3)以外のもの</td><td>1時間</td></tr><tr><td>(2) 利用回線のアドバンスアクセス(W)に係るもの及びクラウド接続回線に係るもの</td><td>12時間</td></tr><tr><td>(3) アクセス回線のベーシックアクセスに係るもの及び利用回線のアドバンスアクセス(U)、ベーシックアクセス(W)、ベーシックアクセス(F)に係るもの並びにモバイル接続回線に係るもの</td><td>24時間</td></tr></tbody></table>	区分	時間	(1) (2)、(3)以外のもの	1時間	(2) 利用回線のアドバンスアクセス(W)に係るもの及びクラウド接続回線に係るもの	12時間	(3) アクセス回線のベーシックアクセスに係るもの及び利用回線のアドバンスアクセス(U)、ベーシックアクセス(W)、ベーシックアクセス(F)に係るもの並びにモバイル接続回線に係るもの	24時間	
区分	時間								
(1) (2)、(3)以外のもの	1時間								
(2) 利用回線のアドバンスアクセス(W)に係るもの及びクラウド接続回線に係るもの	12時間								
(3) アクセス回線のベーシックアクセスに係るもの及び利用回線のアドバンスアクセス(U)、ベーシックアクセス(W)、ベーシックアクセス(F)に係るもの並びにモバイル接続回線に係るもの	24時間								
2 当社の故意又は重大な過失によりそのThink VPNサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのThink VPNサービス(そのThink VPNサービ								

	スの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) に係る契約者回線についての料金。
3 端末設備の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、Think VPNサービスに係る契約者回線を利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりThink VPNサービスに係る契約者回線を利用しなかつた場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのThink VPNサービス（そのThink VPNサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての料金。

- 3 第1項の期間において、契約者がThink VPNサービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他他社接続回線の契約者に帰する事由により、その他他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者には、そのThink VPNサービスに係る料金を支払っていただきます。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、Think VPNサービスと相互に接続する他社接続回線を利用できなかつた期間中の料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、Think VPNサービスと相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのThink VPNサービスに係る契約者回線についての料金。
2 接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのThink VPNサービスに係る契約者回線についての料金。

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。
- 5 協定事業者との相互接続に係る料金の支払義務については、前4項の規定にかかわらず、第5節（協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等）に規定するところによります。
- 6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、そのThink VPNサービスに係る料金の扱いについて、料金表第1表（料金）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

（工事費の支払義務）

第43条 契約者は、Think VPNサービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にThink VPNサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第44条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にそのThink VPNサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条及び次条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 契約者回線の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）と

- なるThink VPNサービス契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- (2) 契約者回線の終端が区域外にあるアクセス回線について、その品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）若しくは同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における契約者回線の新設工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第45条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等をするThink VPNサービス契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第46条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第47条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第48条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第49条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)

第50条 当社は、協定事業者との相互接続及び卸契約に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取扱いは、相互接続協定又は卸契約に基づき別記4に定めるところによります。

第12章 保 守

(契約者の維持責任)

第51条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第52条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、その契約者回線等を利用できなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、Think VPNサービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により契約者回線等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担をする費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第53条 当社は、契約者回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第39条（Think VPNサービスの利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の契約者回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記15に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（注）当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容するThink VPNサービス取扱局を変更することができます。

第13章 損害賠償

(責任の制限)

第54条 当社は、Think VPNサービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのThink VPNサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第42条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りでありません。

- 2 前項の場合において、当社は、Think VPNサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第42条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのThink VPNサービスに係る料金額（そのThink VPNサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりThink VPNサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第55条 当社は、Think VPNサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（Think VPNサービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

第14章 雜 則

(承諾の限界)

第56条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線が利用回線である場合において、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款又は料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第57条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がThink VPNサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
 - (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がThink VPNサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) そのアクセス回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (5) 故意に通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第58条 契約者は、当社がThink VPNサービス契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させることは、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、当社がThink VPNサービス契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。
- (2) 契約者は、当社がThink VPNサービス契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていたきます。

（注）本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第51条 （契約者の維持責任）
- イ 第52条 （契約者の切分責任）
- ウ 別記6 （自営端末設備の接続）
- エ 別記7 （自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記8 （自営電気通信設備の接続）
- カ 別記9 （自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

(契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等)

第59条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(技術的事項及び技術参考資料の閲覧)

第60条 Think VPNサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定するThink VPNサービス取扱所において、Think VPNサービスを利用するうえで参考となる別記16の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第61条 当社は、契約者から申し出があったときは、次の場合に限り協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行なうことがあります。

(1) その申し出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申し出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(契約者の氏名等の通知)

第62条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とThink VPNサービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することができます。

(協定事業者からの通知)

第63条 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第64条 Think VPNサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6から10に定めるところによります。

(閲覧)

第65条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第15章 附 帯 サ ー ビ ス

(附帯サービス)

第66条 Think VPNサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記12から14に定めるところによります。

別 記

1 Think VPNサービスの提供区域等

(1) 当社のThink VPNサービスは、次に掲げる都道府県の区域において提供します。

県 の 区 域
全国

(2) 当社のThink VPNサービスの業務区域は、次に掲げる都道府県において提供します。

県 の 区 域
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

(3) 当社のThink VPNサービスの提供区間は、契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間とします。

（注）モバイル接続回線（ワイヤレスアクセス型のものに限ります。）の提供区域は第39条の3に準ずるものとします。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書面を添えて、速やかにThink VPNサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにThink VPNサービス取扱所に通知していただきます。

4 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

- (1) 協定事業者との相互接続に係る料金（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限ります。）及び卸契約に係る料金（卸契約に基づき当社が別に定めたものに限ります。）については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて定めるものとします。
- (2) (1)の規定により、当社の提供区間を協定事業者が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取り扱いについては、この約款に定めるものを除き、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
- (3) (1)の規定により、協定事業者の提供区間を当社が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取り扱いについては、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものを除き、この約款に定めるところによります。
- (4) (1)の規定にかかわらず、協定事業者との相互接続又は卸契約に係る料金のうち、料金表に別段の定めがある場合は、その定めによるところによります。

5 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) Think VPNサービス契約に係る契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建

物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

- (2) 当社がThink VPNサービス契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 当社は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、契約者から管路等の特別な設備を使用して契約者回線等を設置することを求められたときは、契約者の負担によりその特別な設備を設置して頂きます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第3項において準用する場合を含む。）、同法第58条（同法第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により、当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。

- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させる必要があります。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9の2 無線通信装置の電波発射の停止命令があつた場合の取り扱い

契約者は、無線通信装置について、電波法（昭和25年法律第131号。以下同じとします。）の規定に基づき、当社（協定事業者を含みます。）が、総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命ぜられたとき、又は無線通信装置の検査が必要となるときは、その無線通信装置の使用を停止して、当社等が必要な措置を講ずることに応じていただきます。

9の3 モバイル接続回線に係る通信利用の制限

当社は、モバイル接続回線（ワイヤレスアクセス型のものに限ります。）に係る通信について、データ通信総量速度規制（そのモバイル接続回線に係る通信の1月間の総情報料が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む月の末日までの間、そのモバイル接続回線との間のデータ通信の伝送速度を512 k b /sに制限することをいいます。）を行います。

総量速度規制データ量
10,737,418,240バイト（10ギガバイト）

9の4 データ通信量の測定など

契約者が使用したモバイル接続回線に係るデータ通信量は、当社（協定事業者を含みます。）の機器により測定します。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続き代行

当社は、契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

12 カスタマコントロールの提供

(1) 当社は、契約者（料金表第1表（料金）に定めるモバイル接続回線のCPA型のもの、FRE型のもの及びCMA型のものに係るものを除きます。以下この別記12において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、カスタマコントロール（その契約者の設備を使用して料金表第1表（料金）の付加機能利用料に定めるユーザID認証接続機能又は端末番号認証接続機能の利用、廃止若しくは設定の変更等又はau回線若しくは当社のモバイルデータ通信サービス及びTOHKtalk mobile通信サービスに係る契約者回線に係る端末設備の電話番号の設定等を行うことができるサービスをいいます。以下この別記12において同じとします。）を提供します。

ただし、料金表第1表（料金）に定めるモバイル接続回線のCRG型のものに係る契約者は当該請求を要しません。

(2) 料金表第1表（料金）に定めるモバイル接続回線に係る契約者は、前項の請求をし、そのカスタマコントロールの提供を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定めるカスタマコントロールに係る料金及び工事に関する費用の支払を要しません。

13 トラヒックレポートサービスの提供

当社は、契約者から請求があったときは、Think VPNサービス（当社が別に定める契約者回線に限ります。）を提供します。

14 端末設備状態通知サービスの提供

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、端末設備状態通知サービスを提供します。この場合、契約者は料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金及び工事費の支払いを要します。
- (2) 当社は、第54条（責任の制限）に規定するほか、この端末設備状態通知サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- (3) (1)から(2)に規定するほか、端末設備状態通知サービスに係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

15 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

16 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料 金 表

(目 次)

通則	29
第1表 料金	31
Think VPNサービスに関する料金	31
1 適用	31
2 料金額	43
(1) 基本回線料	43
(2) 加算額	49
(3) 付加機能利用料	50
第2表 工事に関する費用	60
第1 工事費	60
A B及びC以外のもの	60
1 適用	60
2 工事費の額	61
B モバイル接続回線に係るもの	62
1 適用	62
2 工事費の額	63
C クラウド接続回線及びクラウドゲートウェイに係るもの	64
1 適用	64
2 工事費の額	65
第2 線路設置費	66
1 適用	66
2 線路設置費の額	66
第3 設備費	67
1 適用	67
2 設備費の額	67
第3表 附帯サービスに関する料金	68
第1 カスタマコントロールに係る料金等	68
第2 端末設備状態通知サービスに係る料金等	69

通 則

(料金の設定)

- 1 当社が別に定める協定事業者との相互接続又は卸契約により提供するThink VPNサービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と当社が別に定める協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。この場合、当社が別に定める協定事業者に係る工事に関する費用については、その協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。
- 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社との相互接続により提供するThink VPNサービスに係る料金については、当社の提供区間と東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供区間を合わせて当社が設定します。

ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表の規定により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が設定する料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法)

- 3 当社は、契約者がそのThink VPNサービス契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の暦月の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
ただし、モバイル接続回線のCPA型のもの、FRE型のもの及びCMA型のものに係る加算料（ユーザIDの数に係るものに限ります。）並びに付加機能利用料（モバイル接続回線であって、ユーザID認証接続機能、端末番号認証接続機能及び証明書認証接続機能に係るものに限ります。）については、(5)の場合を除き、日割しません。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線、付加機能若しくは端末設備の提供の開始又は契約者回線の増設があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にThink VPNサービス契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線、付加機能若しくは端末設備の提供を開始又は契約者回線を増設し、その日にそのThink VPNサービス契約の解除又は契約者回線、付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (4) (1) から(3) の場合を除いて、暦月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第42条（料金の支払義務）第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- 6 5の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するThink VPNサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金及び工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(端数処理)

- 11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

12 約款第42条（料金の支払義務）から約款第45条（設備費の支払義務）までの規定等により、この料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差が生じる場合があります。

（注）この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のThink VPNサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

第1表 料金

Think VPNサービスに関する料金

1 適用

区分	内容																																														
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、Think VPNサービスの提供区域について、1のThink VPNサービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでThink VPNサービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																																														
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。</p> <p>(ア) アクセス回線の品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">a アドバンスアクセスに係るもの</th> </tr> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">イーサネット方式のもの</td> <td>1Mb/s</td> <td>1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s</td> <td>200Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>300Mb/s</td> <td>300Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>500Mb/s</td> <td>500Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Gb/s</td> <td>2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Gb/s</td> <td>3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Gb/s</td> <td>5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s</td> <td>10 Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>b ベーシックアクセスに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イーサネット方式のもの</td> <td>100Mb/s</td> <td>最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるThink VPNサービス取扱局の収容区域内に限ります。</p>	a アドバンスアクセスに係るもの		品目	内容	イーサネット方式のもの	1Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2Gb/s	2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3Gb/s	3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5Gb/s	5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	10Gb/s	10 Gbit/sの符号伝送が可能なもの	品目	内容	イーサネット方式のもの	100Mb/s	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
a アドバンスアクセスに係るもの																																															
品目	内容																																														
イーサネット方式のもの	1Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	2Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	3Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	5Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	1Gb/s	1 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	2Gb/s	2 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	3Gb/s	3 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
5Gb/s	5 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																														
10Gb/s	10 Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																														
品目	内容																																														
イーサネット方式のもの	100Mb/s	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	1Gb/s	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの																																													

	(イ) 利用回線の品目	
	a アドバンスアクセス (W) 及び (U) に係るもの	
イーサネット 方式のもの	品 目	内 容
	1Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
備考		
1 アドバンスアクセス (W) のものとは、KDDI株式会社の契約約款及び料金表等に規定するパワードイーサネットサービスのイーサネット方式のものを利用するものをいいます。		
2 アドバンスアクセス (U) のものとは、NTTコミュニケーションズ株式会社のUniversal Oneサービス契約約款及び料金表等（以下、「Universal Oneサービス契約約款等」といいます。）に規定する「レイヤー2に係るもの」の「ギャランティアクセス（定額通信料）」のイーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）を利用するものをいいます。		

	b ベーシックアクセス (W) 及び (F) に係るもの	
	品 目	内 容
イーサネット 方式のもの	100Mb/s	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1Gb/s	最大1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
総合オープン通信網サービス方式	ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
a uひかり ビジネスサービス方式	ベストエフォート	符号伝送速度を規定しないもの
備考		
1 イーサネット方式のものとは、利用回線が東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1を利用するものをいいます。		
2 総合オープン通信網サービス方式のものとは、利用回線がKDDI株式会社の総合オープン通信網サービス契約約款に規定する第5種総合オープン通信網サービスに係る利用回線又は端末回線を利用するものをいいます。		
3 a uひかりビジネスサービス方式のものとは、利用回線がKDDI株式会社のa uひかりビジネスサービス契約約款に規定するa uひかりビジネス接続回線（一般a uひかりビジネスサービス（タイプIVのものに限ります。）を利用するものをいいます。		

(ウ) モバイル接続回線の品目

品 目	内 容	
CPA型のもの	100Mb/s ベストエフオート	最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なものであって、符号伝送速度を保証しないもの
CRG型のもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
FRE型のもの	100Mb/s ベストエフオート	最大100Mb/sまでの符号伝送が可能なものであって、符号伝送速度を保証しないもの
ワイヤレス アクセス型 のもの	ベストエフオート	符号伝送速度を規定しないもの
CMA型のもの	1Gb/s ベストエフオート	最大1Gb/sまでの符号伝送が可能なものであって、符号伝送速度を保証しないもの

備考

- CPA型のものとは、LTEサービス(a u約款等に規定するLTEサービスをいいます。以下同じとします。)、5Gサービス(a u約款等に規定する5Gサービスをいいます。以下同じとします。)又はLTEモジュール(a u約款等に規定するLTEモジュールをいいます。以下同じとします。)に係るa u回線(当社が別に定める機能を利用しているものを除きます。)又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線からの着信が可能なものであってCRG型のもの以外のものをいいます。以下同じとします。
- CRG型のものとは、LTEモジュールに係るa u回線(当社が別に定めるものを除きます。)又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線からの着信が可能なものであって、かつ、特定アクセスポイントを介して受信したユーザ指定情報をLTEモジュールに係るa u回線(当社が別に定めるものに限ります。)又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線へ送信することが可能なものをいいます。以下同じとします。
- FRE型のものとは、インターネットに接続された端末設備(当社が指定するオペレーティングソフトウェアを搭載した端末設備に限ります。以下、「特定端末設備」といいます。)から、SSLプロトコルによって設定された論理的通信路上で、契約者に係るユーザID(契約者の請求に基づいて当社の電気通信設備に登録されているものに限

- ります。以下、FRE型に係るものにおいて同じとします。) 又は証明書による認証を経て行う通信(以下、「SSLプロトコル通信路に係る通信」といいます。)を利用して接続するものをいいます。以下、同じとします。
- 4 CPA型のものに係る通信(アクセスポイント(モバイル接続回線を提供するために設置する電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。)をいいます。以下同じとします。)に係るものに限りません。)は、LTEサービス、5Gサービス又はLTEモジュールに係るau回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線から発信するものに限り取り扱います。
- 5 CRG型のもの又はFRE型のものに係る通信(特定アクセスポイントに係るものに限ります。)は、当社が付与した特定のIPアドレスを使用して行うものに限り取り扱います。
- 6 CRG型のものに係る通信(アクセスポイントに係るものに限りません。)は、LTEモジュールに係るau回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線から発信するもの、LTEモジュールに係るau回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線に着信するものに限り取り扱います。
- 7 FRE型のものに係る通信(アクセスポイントに係るものに限りません。)は、当社が付与した特定のIPアドレスを使用して、特定端末設備から発信するものに限り取り扱います。
- 8 CPA型のもの又はCRG型のものにおけるau回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線に係る端末設備へのIPアドレスの設定方法等については、この約款に定めるもののほか、当社が別に定めるところによります。
- 9 ワイヤレスアクセス型のものは、無線通信装置、無線基地局設備、他社接続回線と当社の電気通信回線設備を接続するものをいいます。
- 10 ワイヤレスアクセス型のものは、(3)欄に規定する保守時間による区別があります。
- 11 CMA型のものとは、当社のTOHKtalk mobile通信サービスに係る契約者回線からの着信が可能なものをいいます。以下同じとします。
- 12 CMA型のものにおける当社のTOHKtalk mobile通信サービスに係る契約者回線に係る端末設備へのIPアドレスの設定方法等については、この約款に定めるもののほか、当社が別に定めるところによります。
- 13 契約者は、約款第13条(品目等の変更)の規定にかかわらず、CPA型のもの、CRG型のもの、FRE型のもの、ワイヤレスアクセス型のもの及びCMA型のもの相互間の品目の変更を行うことが出来ません。
- 14 CPA型のもの及びCMA型のものは、この表に規定する品目の他、(3)欄に規定するIPアドレス等による区別があります。

(エ) クラウド接続回線の品目

品 目	内 容	
I型のもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの

		400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		1Gb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
II型のもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
III型のもの	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	
備考			
1 クラウド接続回線を利用する場合、同時に付加機能のクラウドゲートウェイの利用が必要になります。			
2 クラウド接続回線の品目は、付加機能のクラウドゲートウェイの合計帯域以上を利用する必要があります。			
3 「I型のもの」は、マイクロソフト社が提供するMicrosoft365（以下、Microsoft365といいます。）と接続するものをいいます。			
4 「II型のもの」は、Amazon Web Service, Incが提供するクラウドサービスと接続するものをいいます。（以下、AWSとします。）			
5 「III型のもの」は、以下のクラウド提供事業者と接続するものをいいます。			
(1) AWS			
(2) マイクロソフト社が提供するMicrosoft Azure（以下、Azureとします。）			
(3) Google LLC（以下、Googleとします）が提供するGoogle cloud Google Interconnect（以下、GCIとします。）			
(4) International Business Machines Corporation（以下、IBMとします）が提供するIBM Cloud			
(5) Oracle Corporationが提供するOracle Cloud			
6 「III型のもの」の最低利用期間は、利用を開始した日から起算して1ヵ月とします。			
イ 契約者回線は、Think VPN収容網で、網輻輳が発生していない場合において上記に規定する符号伝送が可能なものとします。			
ウ 利用回線に係る提供条件は、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。			

(3) 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。 ア 保守の態様による細目
----------------	--

区 別	内 容
オンサイト	そのThink VPNサービス契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの
センドバック	契約者がイーサ接続装置の設置等を行うもので、そのイーサ接続装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのイーサ接続装置に係るThink VPNサービス契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの及びそのイーサ接続装置以外に係るThink VPNサービス契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの
コールドスタンバイ	契約者がイーサ接続装置及びその拠点に係る予備のイーサ接続装置の設置等を行うもので、そのイーサ接続装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、当社営業時間外にそのイーサ接続装置に係るThink VPNサービス契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの及びそのイーサ接続装置以外に係るThink VPNサービス契約の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの
備考	保守の態様による区別は、ベーシックアクセス（F）のものにあります。

イ　IPアドレス等による区別

(ア) IPアドレス等による区別は、モバイル接続回線のCPA型のもの及びCMA型のものにあります。

IPアドレス単位	内 容
／24	契約者が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限ります。）を252単位で付与するもの
／27	契約者が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限ります。）を29単位で付与するもの

備考

- 1 契約者は、そのアクセスポイントにおいて利用する接続先ドメインごとに、IPアドレス等による区別を指定して、利用するIPアドレスの付与を請求していただきます。
- 2 当社は、アの請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除き、それぞれの区別に規定するIPアドレスの数を単位とするIPアドレス群（以下、「IPアドレスセット」といいます。）の付

与をおこないます。

(イ) 契約者は、(ア)に基づきIPアドレスの付与を受けたときは、接続先ドメイン名(a u回線、当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線又は当社のTOHKtalk mobile通信サービスに係る契約者回線(ユーザアサイン方式に限ります。))からモバイル接続回線への通信の開始に係る接続の請求において送信されるドメイン名をいいます。以下同じとします。ごとに、次表に定めるいずれかの方式(以下「アドレスアサイン方式」といいます。)を選択していただきます。

区分	内 容
キャリアアサイン方式	a u回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線からモバイル接続回線に対して、通信の開始に係る接続の請求があった場合に、その通信で使用するIPアドレスについて、(ア)の規定に基づきあらかじめ付与された複数のIPアドレスであって、その請求の時点で現に使用されていないものの中から、当社が任意に選択したもの割り当てる方式
ユーザアサイン方式	a u回線、当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線又は当社のTOHKtalk mobile通信サービスに係る契約者回線からモバイル接続回線に対して、通信の開始に係る接続の請求があった場合に、その請求においてa u回線、当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線又は当社のTOHKtalk mobile通信サービスに係る契約者回線から送信されたユーザIDを、ユーザアサインテーブル情報((ア)の規定に基づきあらかじめ付与されたIPアドレスと、当該付与されたIPアドレスの数と同数のユーザIDとの組み合わせをいいます。以下同じとします。)に照らし合わせることにより、その通信で使用するIPアドレスを特定する方式
備考 契約者は、ユーザアサイン方式を選択する場合、当社が別に定める方法で、ユーザアサインテーブル情報を指定していただきます。	

(ウ) 契約者は、(ア)に定めるIPアドレス等による区別又は(イ)に定めるアドレスアサイン方式について変更の請求をすることができます。
この場合、当社は、第11条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

ウ 認証方式による区別

区分	内容
R A D I U S認証のもの	当社の電気通信設備にあらかじめ登録された契約者に係るユーザID及びパスワードにより認証を行うもの
オンデマンド接続のもの	契約者があらかじめ指定した条件に従って、特定端末設備とその契約者に係るモバイル接続回線との間に当社が別に定める論理的通信路を自動的に設定

		し、その論理的通信路を介して行われる通信について、料金表第1表（料金）第1（Think VPNサービスに関する料金）2（料金額）（3）付加機能利用料に規定する証明書認証接続機能を利用して認証を行うもの
	備考	<p>1 認証方式による区分は、モバイル接続回線のFRE型のものにあります。</p> <p>2 契約者は、認証方式の区別の変更を請求することができます。この場合、当社は第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>
エ 保守時間による区別		
タイプ	内容	
タイプ1	Think VPNサービス取扱所の営業時間（休日（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日）をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間とします。以下「当社営業時間」といいます。）外に、そのThink VPNサービス契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の当社営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	
タイプ2	そのThink VPNサービス契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、当社営業時間に係らずその修理又は復旧を行うもの	
備考		
<p>1 保守時間による区別は、モバイル接続回線のワイヤレスアクセス型のものにあります。</p> <p>2 契約者は、保守時間の区別の変更を請求することができます。この場合、当社は第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>3 タイプ1については、約款第42条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄及び約款第54条（責任の制限）に規定する時間について、営業時間外に経過した時間を加算しないこととします。</p>		
(4) モバイル接続回線の基本回線料の算定	<p>ア モバイル接続回線（CPA型のもの及びCMA型のものに限ります。）に係る基本回線料は、1の基本額に、次の(ア)と(イ)に基づき算定した全ての加算料を合算して適用します。</p> <p>(ア) ユーザIDの数に係るもの ユーザIDの数が1を超える場合に、ユーザIDの数（1を超える部分のものに限ります。）に基づき算定した額を適用します。</p> <p>(イ) IPアドレスセットの数に係るもの あ IPアドレス等の区別が「/24」の場合 付与されたIPアドレスセットの数に基づき算定した額を適用します。 い IPアドレス等の区別が「/27」の場合 付与されたIPアドレスセットの数が1を超える場合に、付与され</p>	

	<p>たIPアドレスセットの数（1を超える部分のものに限ります。）に基づき算定した額を適用します。</p> <p>イ モバイル接続回線（CRG型のものに限ります。）に係る基本回線料は、基本料と、当社が割り当てる接続先ドメイン名ごとの加算額を加算して算定します。</p> <p>この場合において、接続先ドメイン名に係る加算額は、当社が割り当てる接続先ドメイン名の数が5までの部分について、その支払いを要しません。</p> <p>ウ モバイル接続回線（FRE型のものに限ります。）に係る基本回線料は、基本料と加算料を合算して適用します。</p> <p>(ア) RAD I US認証のものに係る加算料は、利用のあったユーザIDの数が暦月において最大となる数について適用します。</p> <p>(イ) 認証方式の変更を行った場合の加算料は、支払を要することとなる月の初日に選択されている認証方式に係る加算料を適用します。</p>
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア Think VPNサービス（モバイル接続回線のFRE型のものを除きます。）には、異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内にThink VPNサービス契約の解除があった場合は、約款第42条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の品目等の変更又は移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目等の変更と同時にそのアクセス回線の設置場所において、契約者回線の新設又はThink VPNサービス契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>
(6) 利用回線に係る加算額等の適用	<p>利用回線において契約者の終端に係る加算額等（相互接続協定又は御契約に規定する料金額に限ります。）は、協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。</p> <p>ただし、当社がその終端に係る加算額等の料金を設定した場合は、この限りではありません。</p>
(7) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、Think VPNサービスに係る種契約者の責めによらない理由により、そのThink VPNサービス（アクセス回線に係るもの（ベーシックアクセスに係るものに限ります。）、利用回線（ベーシックアクセス（F）及び（W）、イーサネット方式のアドバンスアクセス（U）に係るものに限ります。）に係るもの、モバイル接続回線に係るもの、クラウド接続回線に係るもの及び付加機能に係るもの）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（約款第52条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときは、そのThink VPNサービス（そのThink VPNサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る料金（以下この表において「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合にはこの限りありません。</p> <p>この場合の料金の取り扱いについては、当社は約款第42条（料金の支払い義務）第2項第2号及び同条第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>(ア) 約款第35条（接続休止）の規定により接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 約款第37条（利用中止）第1項の規定により、そのThink VPNサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知</p>

		したとき。 (ウ) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき。																
イ	アに規定する故障回復時間返還料金額は、そのThink VPNサービスを全く利用できない状態が連続した時点における2(料金額)に規定する基本回線料及び加算額の合計額(この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>アに規定する状態が連続した時間</th><th>料金返還率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上1時間未満</td><td>3%</td></tr> <tr> <td>1時間以上2時間未満</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>4時間以上6時間未満</td><td>30%</td></tr> <tr> <td>6時間以上8時間未満</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>8時間以上48時間未満</td><td>50%</td></tr> <tr> <td>48時間以上</td><td>100%</td></tr> </tbody> </table>	アに規定する状態が連続した時間	料金返還率	30分以上1時間未満	3%	1時間以上2時間未満	10%	2時間以上4時間未満	20%	4時間以上6時間未満	30%	6時間以上8時間未満	40%	8時間以上48時間未満	50%	48時間以上	100%
アに規定する状態が連続した時間	料金返還率																	
30分以上1時間未満	3%																	
1時間以上2時間未満	10%																	
2時間以上4時間未満	20%																	
4時間以上6時間未満	30%																	
6時間以上8時間未満	40%																	
8時間以上48時間未満	50%																	
48時間以上	100%																	
ウ	当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下この表において「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。																	
(ア)	(イ)以外の場合																	
	その暦月におけるそのThink VPNサービス契約に係る故障回復時間返還基準額(その暦月において料金表通則の4の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の4及び5の規定に基づき算出した額とします。)の額(約款第42条(料金の支払義務)第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。)																	
(イ)	その暦月がThink VPNサービスの提供を開始した暦月であって、そのThink VPNサービスの提供を開始した日がその暦月の初日以外の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額																	
エ	アの場合において、そのThink VPNサービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。																	
オ	この欄の規定、この表の(8)欄又は(9)欄の規定による料金の返還、又は約款第42条(料金の支払義務)第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の規定による取り扱いを1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取り扱いについては、(9)欄の規定に定めるところによります。																	

(8) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その区間の一端から送信されたIPパケットがその区間の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が10ミリ秒を超えた場合は、1の暦月における2(料金額)に規定する基本回線料（アクセス回線に係るもの（ベーシックアクセスに係るものに限ります。）、利用回線（ベーシックアクセス（F）及び（W）、イーサネット方式のアドバンスアクセス（U）に係るものに限ります。）に係るもの、モバイル接続回線に係るもの）を除き、この表の(1)欄から(6)欄までの適用又は料金表通則の4の規定（約款第42条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定に係るもの）を除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に0.03を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのThink VPNサービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は接続休止があったとき若しくは天災、事変その他の非常事態が発生したときは、この限りでありません。</p> <p>イ この欄の規定、この表の(7)欄又は(9)欄の規定による料金の返還、又は約款第42条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の規定による取り扱いを1の暦月に同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取り扱いについては、(9)欄の規定に定めるところによります。</p>												
(9) サービス品質（稼働率）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した稼働率（1の暦月における利用日数に24を乗じて得た時間から、契約者の責めによらない理由により、そのThink VPNサービスを全く利用できない状態（そのThink VPNサービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連續した時間をいいます。）を減じて得た時間を、その暦月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。）について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、1の暦月における2(料金額)に規定する基本回線料（アクセス回線に係るもの（ベーシックアクセスに係るものに限ります。）、利用回線（ベーシックアクセス（F）及び（W）、イーサネット方式のアドバンスアクセス（U）に係るものに限ります。）に係るもの、モバイル接続回線に係るもの及びクラウド接続回線に係るもの）を除き、この表の(1)欄から(6)欄までの適用又は料金表通則の4の規定（約款第42条（料金の支払義務）第2項第2号の規定に係るもの）を除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に次表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「稼働率返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、約款第35条（接続休止）の規定により接続休止としたとき又は約款第37条（利用中止）第1項の規定によりそのThink VPNサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその種契約者に通知したとき若しくは天災、事変その他の非常事態が発生したときは、この限りでありません。</p> <table border="1" data-bbox="595 1673 1468 1987"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 1673 1135 1718">稼働率</th><th data-bbox="1135 1673 1468 1718">料金返還率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 1718 1135 1763">99.8%以上99.99%未満</td><td data-bbox="1135 1718 1468 1763">1%</td></tr> <tr> <td data-bbox="595 1763 1135 1808">98.0%以上99.8%未満</td><td data-bbox="1135 1763 1468 1808">3%</td></tr> <tr> <td data-bbox="595 1808 1135 1852">95.0%以上98.0%未満</td><td data-bbox="1135 1808 1468 1852">10%</td></tr> <tr> <td data-bbox="595 1852 1135 1897">90.0%以上95.0%未満</td><td data-bbox="1135 1852 1468 1897">20%</td></tr> <tr> <td data-bbox="595 1897 1135 1942">90.0%未満</td><td data-bbox="1135 1897 1468 1942">100%</td></tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定、(7)欄又は(8)欄の規定による料金の返還、又は約款第42条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定若しくは同条第3項第2号の規定による取り扱いを1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時</p>	稼働率	料金返還率	99.8%以上99.99%未満	1%	98.0%以上99.8%未満	3%	95.0%以上98.0%未満	10%	90.0%以上95.0%未満	20%	90.0%未満	100%
稼働率	料金返還率												
99.8%以上99.99%未満	1%												
98.0%以上99.8%未満	3%												
95.0%以上98.0%未満	10%												
90.0%以上95.0%未満	20%												
90.0%未満	100%												

	間返還料金額、遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額及び約款第42条（料金の支払義務）第2項第2号の規定若しくは同条第3項第2号の規定により支払いを要しない料金の合計額を返還します。 ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。
(10) 利用回線のサービス品質に係る料金の適用	(7)欄から(9)欄の規定にかかわらず、利用回線（イーサネット方式のものであって、利用回線がアドバンスアクセス（U）のものに限ります。）のサービス品質に係る料金の適用は、Universal Oneサービス契約約款等の規定によるものとします。
(11) アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	ア そのアクセス回線の終端に係るThink VPNサービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。 イ 加入区域の設定変更又はアクセス回線の終端に係るThink VPNサービス取扱局の変更があったときは、加算額を再算定します。 ウ そのアクセス回線が異経路（(12) の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。
(12) 異経路によるアクセス回線の加算額の適用	ア アクセス回線の終端が直接収容されているThink VPNサービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。 イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは再算定します。
(13) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の基本回線料（区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(14) 特別な電気通信設備の料金の適用	アクセス回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。
(15) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能利用料を適用します。

2 料金額

(1) 基本回線料

A アクセス回線のもの

a アドバンスアクセス方式のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)	
1Mb/s	80,000円	(88,000円)
2Mb/s	90,000円	(99,000円)
3Mb/s	101,000円	(111,100円)
5Mb/s	140,000円	(154,000円)
10Mb/s	160,000円	(176,000円)
20Mb/s	180,000円	(198,000円)
30Mb/s	200,000円	(220,000円)
50Mb/s	240,000円	(264,000円)
100Mb/s	280,000円	(308,000円)
200Mb/s	560,000円	(616,000円)
300Mb/s	840,000円	(924,000円)
500Mb/s	1,120,000円	(1,232,000円)
1Gb/s	1,200,000円	(1,320,000円)
2Gb/s	2,400,000円	(2,640,000円)
3Gb/s	3,600,000円	(3,960,000円)
5Gb/s	4,800,000円	(5,280,000円)
10Gb/s	6,000,000円	(6,600,000円)

b ベーシックアクセス方式のもの

アクセス回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)	
100Mb/s	23,000円	(25,300円)
1Gb/s	30,000円	(33,000円)

B 利用回線のもの

a アドバンスアクセスに (W) に係るもの

利用回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)	
1Mb/s	135,000円	(148,500円)
2Mb/s	200,000円	(220,000円)
3Mb/s	247,000円	(271,700円)
5Mb/s	342,000円	(376,200円)
10Mb/s	689,000円	(757,900円)
20Mb/s	790,000円	(869,000円)
30Mb/s	890,000円	(979,000円)
50Mb/s	1,090,000円	(1,199,000円)
100Mb/s	1,590,000円	(1,749,000円)

b アドバンスアクセス (U) に係るもの

利用回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)	
1Mb/s	135,000円	(148,500円)
2Mb/s	200,000円	(220,000円)
3Mb/s	247,000円	(271,700円)
5Mb/s	342,000円	(376,200円)
10Mb/s	689,000円	(757,900円)
20Mb/s	790,000円	(869,000円)
30Mb/s	890,000円	(979,000円)
50Mb/s	1,090,000円	(1,199,000円)
100Mb/s	1,590,000円	(1,749,000円)

c ベーシックアクセス (F) に係るもの

利用回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)	
100Mb/s	センドバック	26,000円 (28,600円)
	コールドスタンバイ	28,000円 (30,800円)
1Gb/s	センドバック	33,000円 (36,300円)
	コールドスタンバイ	35,000円 (38,500円)

d ベーシックアクセス（W）に係るもの

ア 総合オープン通信網サービス方式

利用回線 1 回線ごとに月額

区別	料金額 (税込額)
—	33,000円 (35,600円)

イ a uひかりビジネスサービス方式

利用回線 1 回線ごとに月額

区別	料金額 (税込額)
—	30,000円 (32,400円)

C モバイル接続回線のもの

a CPA型のもの

ア 基本料

モバイル接続回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)
100Mb/sベストエフォート	60,000円 (66,000円)

イ 加算料

(ア) ユーザ ID の数に係るもの

1 のユーザ ID ごとに月額

料 金 額 (税込額)
500円 (550円)

備考

1 本加算料は、モバイル接続回線のCPA型のものに係る契約者に限り適用します。

2 本加算料は、利用のあったユーザ ID の数が暦月において最大となる数について適用します。

(イ) IP アドレスセットに係るもの

IP アドレスセットの数ごとに月額

IP アドレス単位	料 金 額 (税込額)
/24	12,000円 (13,200円)
/27	3,000円 (3,300円)

b CRG型のもの

ア 基本料

モバイル接続回線 1 回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税込額)
0.5Mb/s	134,000円 (147,400円)
1Mb/s	201,000円 (221,100円)
2Mb/s	343,000円 (377,300円)
3Mb/s	396,000円 (435,600円)
4Mb/s	474,000円 (521,400円)
5Mb/s	530,000円 (583,000円)
6Mb/s	544,000円 (598,400円)
7Mb/s	588,000円 (646,600円)
8Mb/s	636,000円 (699,600円)
9Mb/s	683,000円 (751,300円)
10Mb/s	800,000円 (880,000円)

イ 加算料

1 接続先ドメイン名までごとに月額

区分	料金額 (税込額)
L T E モジュールに係る a u 回線又は当社のモバイルデータ通信サービスから発信する通信に係る接続先ドメイン名に係るもの	3,000円 (3,300円)

c FRE型のもの

ア 基本料

モバイル接続回線 1 回線ごとに月額

品目	料金額 (税込額)
100Mb/sベストエフォート	20,000円 (22,000円)

イ 加算料

区分	単位	料金額 (税込額)
R A D I U S 認証のもの	1 ユーザIDごとに月額	500円 (550円)
オンデマンド接続のもの	1 モバイル接続回線ごとに月額	60,000円 (66,000円)

d ワイヤレスアクセス型のもの

ア タイプ1のもの

モバイル接続回線 1 回線ごとに月額

品目	料金額 (税込額)
ベストエフォート	10,000円 (11,000円)

イ タイプ2のもの

モバイル接続回線 1 回線ごとに月額

品目	料金額 (税込額)
ベストエフォート	13,000円 (14,300円)

e CMA型のもの

ア 基本料

モバイル接続回線 1 回線ごとに月額

品目	料金額 (税込額)
1Gb/sベストエフォート	120,000円 (132,000円)

イ 加算料

(ア) ユーザIDの数に係るもの

1 のユーザIDごとに月額

料金額 (税込額)
500円 (550円)
備考

- 1 本加算料は、モバイル接続回線のCMA型のものに係る契約者に限り適用します。
2 本加算料は、利用のあったユーザIDの数が暦月において最大となる数について適用します。

(イ) IPアドレスセットに係るもの

IPアドレスセットの数ごとに月額

IPアドレス単位	料金額 (税込額)
/24	12,000円 (13,200円)
/27	3,000円 (3,300円)

D クラウド接続回線のもの

a I型のもの

クラウド接続回線 1 回線毎に月額

品目	料金額 (税込額)
100Mb/s	280,000円 (308,000円)
200Mb/s	560,000円 (616,000円)
300Mb/s	840,000円 (924,000円)
400Mb/s	1,120,000円 (1,232,000円)
500Mb/s	1,400,000円 (1,540,000円)
1Gb/s	2,800,000円 (3,080,000円)

b II型のもの

クラウド接続回線 1 回線毎に月額

品目	料金額 (税込額)
10Mb/s	38,000円 (41,800円)

c III型のもの

クラウド接続回線 1 回線毎に月額

品目	料金額 (税込額)
50Mb/s	145,000円 (159,500円)
100Mb/s	165,000円 (181,500円)
200Mb/s	212,000円 (233,200円)
300Mb/s	240,000円 (264,000円)
400Mb/s	284,000円 (312,400円)
500Mb/s	328,000円 (360,800円)
1Gb/s	535,000円 (588,500円)

(2) 加算額

A B以外のもの

料金種別	単位	区分	料金額 (税込額)
区域外線路 使用料	区域外線路100m までごと	光配線	1,000円 (1,100円)
異経路の線路 使用料	—	—	別に算定する実費
特別電気通信 設備使用料	—	—	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するThink VPNサービス取扱所において閲覧に供します。			

(3) 付加機能利用料

A B、C及びD以外のもの

(a) 優先制御機能に係るもの

区分		単位	品目			料金額 (税込額)
優先制御機能	フレーム若しくはIPパケットを、フレーム若しくはIPパケット毎にあらかじめ指定した優先順位にしたがって契約者回線の終端方向に転送する機能	1の契約者回線毎に	アイ以外のもの イ 利用回線のもの	イーサネット方式 イーサネット方式	100Mb/sまでのもの	10,000円 (11,000円)
					10Mb/sまでのもの	15,000円 (16,500円)
					20Mb/sのもの	20,000円 (22,000円)
					30Mb/sのもの	30,000円 (33,000円)
					40Mb/sのもの	40,000円 (44,000円)
					50Mb/sのもの	50,000円 (55,000円)
					60Mb/sのもの	60,000円 (66,000円)
					70Mb/sのもの	70,000円 (77,000円)
					80Mb/sのもの	80,000円 (88,000円)
					90Mb/sのもの	90,000円 (99,000円)
					100Mb/sのもの	100,000円 (110,000円)
備考	当社は、契約者回線の品目が100Mb/sを越えるもの及びモバイル接続回線のものについては、この機能を提供しません。					

(b) 回線冗長化機能に係るもの

区分		単位	品目		料金額 (税込額)
回線冗長化機能	アクセス回線と同等の予備回線、回線切替装置及び制御用回線 (200Mb/sから1Gb/sまでのものに限ります。) を設置し、アクセス回線を冗長化する機能	1のアクセス回線毎に	イーサネット方式	100Mb/sまでのもの	30,000円 (33,000円)
				200Mb/sから1Gb/sまでのもの	110,000円 (121,000円)
備考	<p>ア 当社は、契約者より請求があった場合にのみこの機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、アクセス回線の品目がアクセス回線のイーサネット方式のもの (2Gb/sから10Gb/sのものを除きます。) で、予備回線の品目と同等の場合に限り、この機能を提供します。</p> <p>ウ この機能には、最低利用期間があります。</p> <p>エ 契約者は、最低利用期間内に回線冗長化機能の廃止があった場合は、約款第42条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかるわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>カ 契約者は、最低利用期間内に品目の変更があった場合は、変更前の付加機能使用料の額から変更後の付加機能使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>				

B モバイル接続回線に係るもの

区分		単位	料金額 (税込額)
a ユ イ ザ I D 認 証 接 続 機 能	本機能の利用の請求をした契約者に係るモバイル接続回線へ、当社が別に定めるところに従って送信されたユーザID（その契約者が指定する者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社がその契約者に割り当てるものをいいます。以下同じとします。）を当社が認証することにより通信を行うことができる機能	1のユーザIDごとに	200円 (220円)
	備考 ア 本機能は、CPA型のもの及びCMA型のものに係る契約者に限り提供します。この場合、上表の規定にかかわらず、CPA型のもの及びCMA型のものに係る契約者は、本機能の請求を要しません。 イ 本機能に係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が暦月において最大となる数について適用します。 ただし、CPA型のもの及びCMA型のものに係る契約者は、約款第42条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、本機能に係る料金の支払いを要しません。 ウ 当社は、1のユーザIDごとに契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。		
b 端 末 番 号 認 証 接 続 機 能	本機能の利用の請求をした契約者に係るモバイル接続回線へ送信されたその契約者が指定した端末番号（LTEサービス、5Gサービス又はLTEモジュールに係るa u回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線に係る端末設備を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。）を当社が認証することにより、通信を行うことができるようとする機能	1の端末番号ごとに	300円 (330円)
	備考 ア 本機能は、CPA型のもの及びCMA型のもの（ユーザID認証接続機能又はカスタマコントロールの利用に係るものに限ります。）又はCRG型のものに係る契約者に限り提供します。この場合、上表の規定にかかわらず、CPA型のもの及びCMA型のものに係る契約者は、本機能の請求を要しません。 イ 本機能に係る料金額は、利用のあった端末番号又は電話番号の数が暦月において最大となる数について適用します。 ただし、CPA型のもの、CRG型のもの及びCMA型のものに係る契約者は、約款第42条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、本機能に係る料金の支払いを要しません。 ウ 本機能を利用する契約者は、認証する端末番号又は電話番号を当社に届け出でいただきます。 エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

区分	単位	料金額 (税込額)
c 位置情報受信機能	ロケーションサーバ(位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るもの）を除きます。）をいいます。以下同じとします。）の算出を行うために当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に接続し、位置情報を取得した端末設備（LTEサービス、5Gサービス又はLTEモジュールに係るau回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線に接続されているものに限ります。）から、その位置情報の通知を受けることができるもの	29IPアドレスまでごとに 15,000円 (16,500円)
備考	ア 本機能は、CRG型のものに係る契約者に限り提供します。この場合、CRG型のものに係る契約者は、本機能の利用の請求を要しません。 イ 本機能に係る料金額は、利用のあったIPアドレスの数が暦月において最大となる数について適用します。 ただし、CRG型のものに係る契約者は、約款第42条（料金の支払義務）の規定にかかわらず、本機能に係る料金の支払いを要しません。 ウ 当社は、本機能により通知を受けた位置情報の精度を保証しません。 エ 当社は、本機能により通知を受けた位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。 オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	

d 証明書認証接続機能	本機能の利用の請求をした契約者に係るモバイル接続回線へ、当社が別に定めるところに従って送信された証明書（その契約者に係る特定端末設備の正当性を証明するために、認証機関（当社が別に定める機関に限ります。）から発行される電子証明書であって、当社が別に定める方法によりその契約者に割り当てたものをいいます。以下、同じとします。）を当社が認証することにより通信を行うことができるようとする機能	1の証明書ごとに	500円 (550円)
備考	<p>ア 本機能は、契約者（モバイル接続回線のFRE型に係るものに限ります。以下、この欄において同じとします。）限り提供します。</p> <p>イ 当社は、モバイル接続回線（FRE型のものであって、オンデマンド接続のものに限ります。以下、「FRE型オンデマンド接続」といいます。）に係る契約の申込み又は変更の請求を承諾したときは、本欄及び第25条（付加機能の提供）の規定にかかわらず、その契約者から本機能の利用の請求があつたものとみなして、本機能を提供します。</p> <p>ウ 当社は、契約者からFRE型オンデマンド接続の利用の一時中断があつたときは、第27条（付加機能の利用の一時中断）の規定にかかわらず、その契約者から請求があつたものとみなして本機能に係る付加機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>エ 当社は、FRE型オンデマンド接続に係る契約者から本機能の廃止の請求によりその契約者に割り当てた証明書が全て廃止となるとき、その契約者から第19条（契約者が行う契約の解除）に定める通知があつたものとみなしてそのモバイル接続回線の契約を解除します。</p> <p>オ 本機能に係る料金額は、利用のあつた証明書の数が暦月において最大となる数について適用します。</p> <p>カ 証明書の取得方法等本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
e N A T 機能	特定アクセスポイントを介して取扱所交換設備に着信するIPパケットについて、その発信元IPアドレスが特定IPアドレス（当社が別に定めるIPアドレスであって、あらかじめその契約者がセグメント（IPアドレスを表わすビット列において、その左1桁目から当社が別に定める桁数以上の桁数目までの部分（以下「ネットワークアドレス部分」といいます。）が共通となるIPアドレス群をいいます。以下同じとします。）を単位として指定したもの（以下「指定セグメント」といいます。）に属するものとします。以下同じとします。）であるときは、その発信元IPアドレスをその特定IPアドレスに対応する指定IPアドレス（本機能を利用する契約者が特定IPアドレスごとに指定したIPアドレスをいいます。以下同じとします。）に書き換えた上でアクセスポイントを介して送信し、及びアクセスポイントを介して取扱所交換設備に着信するIPパケットについて、その宛先IPアドレスが指定IPアドレスであるときは、その宛先IPアドレスをその指定IPアドレスに対応する特定IPアドレスに書き換えた上で特定アクセスポイントを介して送信することができるようとする機能。	1の指定セグメントごとに	12,000円 (12,960円)
備考	<p>ア 本機能は、契約者（モバイル接続回線のFRE型に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、指定セグメントごとに提供します。</p> <p>イ 本機能を利用する契約者は、あらかじめ当社が別に定める方法により、相互に対応する特定IPアドレスと指定IPアドレスの組み合わせを指定していただきます。この場合において、相互に対応する特定IPアドレスと指定IPアドレスのそれぞれのホストアドレス部分（IPアドレスを表わすビット列のうち、ネットワークアドレス部分以外の部分をいいます。）は、同一であることを要するものとします。</p> <p>ウ 1のモバイル接続回線において設定可能な指定セグメントの上限数は、10とします。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

C 契約者回線群にかかるもの

	区分	単位	料金額 (税込額)
特定サービス接続機能	契約者回線群から、特定サービス（当社が別に定める契約約款又は利用規約に規定する電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）への通信を行う機能	1の機能ごとに	—
備考	<p>ア 当社は、Think VPNサービス契約における回線群代表者から請求があった場合に、本機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、本機能の請求を行う回線群代表者が、特定サービスの契約約款又は利用規約に基づき、当社と特定サービスの契約を締結している場合（本機能の請求と同時に特定サービスの契約申込みを行う場合を含みます。）に限り、本機能を提供します。</p> <p>ウ 当社は、本機能の請求を行った契約者がイの規定を満たさなくなった場合は、本機能を廃止します。</p> <p>エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

D クラウド接続回線に係るもの

				月額		
区分		単位	品目	料金額 (税込額)		
クラウドゲートウェイ (Microsoft365)	クラウド接続網とMicrosoft365を接続するもの。	1 の接続ごとに	100Mb/s	101,000円 (111,100円)		
			200Mb/s	125,000円 (137,500円)		
			500Mb/s	196,000円 (215,600円)		
			1Gb/s	315,000円 (346,500円)		
備考						
ア 本機能は、Think VPNサービス契約における回線群代表者から請求があった場合に、その回線群代表者に係る契約者回線群においてクラウド接続回線「I型のもの」の利用がある場合（同時にクラウド接続回線「I型のもの」の申込みがあった場合を含みます。）に限り、本機能を提供します。						
イ 当社は、本機能の請求を行った契約者がアの規定を満たさなくなった場合は、本機能を廃止します。						
ウ 本機能では、以下の付加機能を提供します。						
				月額		
区分		内容	単位	料金額 (税込額)		
Microsoft365 連携機能		クラウドゲートウェイを経由して Microsoft365に接続するため、指定したユーザ数に応じてアドレス変換をおこなう機能	ユーザごとに	100円 (110円)		
スタティックNAT機能		Microsoft365側から通信を開始する場合に必要となるIPアドレス変換機能	1 のNATごとに	21,000円 (23,100円)		
Privateピア接続機能		クラウド提供事業者が提供する Privateピアと接続する機能	1 の接続ごとに	---		
Publicピア接続機能		クラウド提供事業者が提供する Publicピアと接続する機能	1 の接続ごとに	---		
エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。						
クラウドゲートウェイ (AWS)	クラウド接続網と AWS を接続するもの。	1 の接続ごとに	10Mb/s	61,000 円 (67,100円)		
			50Mb/s	70,000 円 (77,000円)		
			100Mb/s	74,000 円 (81,400円)		
			200Mb/s	79,000 円 (86,900円)		
			300Mb/s	103,000 円 (113,300円)		
			400Mb/s	111,000 円 (122,100円)		
			500Mb/s	119,000 円 (130,900円)		

		1Gb/s	150,000 円 (165,000円)		
備考					
ア 本機能は、Think VPNサービス契約における回線群代表者から請求があった場合に、その回線群代表者に係る契約者回線群においてクラウド接続回線「II型のもの」または「III型のもの」の利用がある場合（同時にクラウド接続回線「II型のもの」または「III型のもの」の申込みがあった場合を含みます。）に限り、本機能を提供します。イ 当社は、本機能の請求を行った契約者がアの規定を満たさなくなった場合は、本機能を廃止します。					
ウ 本機能の最低利用期間は、品目により異なります。 (1) 「10Mb/s」の最低利用期間は、利用を開始した日から起算して1年間とします。 (2) 「50Mb/s」、「100Mb/s」、「200Mb/s」、「300Mb/s」、「400Mb/s」、「500Mb/s」および「1Gb/s」の最低利用期間は、利用を開始した日から起算して1ヶ月とします。					
エ 契約者は、最低利用期間内に「クラウドゲートウェイ（AWS）」の廃止があった場合は、約款第42条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。					
オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。					
クラウドゲートウェイ (Azure)	クラウド接続網とAzureを接続するもの。	1の接続ごとに	50Mb/s 70,000 円 (77,000 円)		
			100Mb/s 74,000 円 (81,400 円)		
			200Mb/s 79,000 円 (86,900 円)		
			500Mb/s 119,000 円 (130,900 円)		
			1Gb/s 150,000 円 (165,000 円)		
備考					
ア 本機能は、Think VPNサービス契約における回線群代表者から請求があった場合に、その回線群代表者に係る契約者回線群においてクラウド接続回線「III型のもの」の利用がある場合（同時にクラウド接続回線「III型のもの」の申込みがあった場合を含みます。）に限り、本機能を提供します。					
イ 当社は、本機能の請求を行った契約者がアの規定を満たさなくなった場合は、本機能を廃止します。					
ウ 本機能の最低利用期間は、利用を開始した日から起算して1ヶ月とします。					
エ 契約者は、最低利用期間内に「クラウドゲートウェイ（Azure）」の廃止があった場合は、約款第42条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。					
オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。					

クラウドゲートウェイ (GCI)	クラウド接続網とGCIを接続するもの。	1の接続ごとに	50Mb/s	70,000 円	(77,000 円)
			100Mb/s	74,000 円	(81,400 円)
			200Mb/s	79,000 円	(86,900 円)
			300Mb/s	103,000 円	(113,300 円)
			400Mb/s	111,000 円	(122,100 円)
			500Mb/s	119,000 円	(130,900 円)
			1Gb/s	150,000 円	(165,000 円)

備考

- ア 本機能は、Think VPNサービス契約における回線群代表者から請求があった場合に、その回線群代表者に係る契約者回線群においてクラウド接続回線「III型のもの」の利用がある場合（同時にクラウド接続回線「III型のもの」の申込みがあった場合を含みます。）に限り、本機能を提供します。
- イ 当社は、本機能の請求を行った契約者がアの規定を満たさなくなった場合は、本機能を廃止します。
- ウ 本機能の最低利用期間は、利用を開始した日から起算して1ヵ月とします。
- エ 契約者は、最低利用期間内に「クラウドゲートウェイ（GCI）」の廃止があった場合は、約款第42条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。
- オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

クラウドゲートウェイ (IBM Cloud)	クラウド接続網と IBM Cloud と接続するもの。	1の接続ごとに	50Mb/s	70,000 円	(77,000 円)
			100Mb/s	74,000 円	(81,400 円)
			200Mb/s	79,000 円	(86,900 円)
			500Mb/s	119,000 円	(130,900 円)
			1Gb/s	150,000 円	(165,000 円)

備考

- ア 本機能は、Think VPNサービス契約における回線群代表者から請求があった場合に、その回線群代表者に係る契約者回線群においてクラウド接続回線「III型のもの」の利用がある場合（同時にクラウド接続回線「III型のもの」の申込みがあった場合を含みます。）に限り、本機能を提供します。
- イ 当社は、本機能の請求を行った契約者がアの規定を満たさなくなった場合は、本機能を廃止します。
- ウ 本機能の最低利用期間は、利用を開始した日から起算して1ヵ月とします。
- エ 契約者は、最低利用期間内に「クラウドゲートウェイ（IBM Cloud）」の廃止があった場合は、約款第42条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。
- オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

クラウドゲートウェイ (Oracle Cloud)	クラウド接続網と Oracle Cloud と接続するもの。	1 の接続ごとに	50Mb/s	70,000 円	(77,000 円)
			100Mb/s	74,000 円	(81,400 円)
			200Mb/s	79,000 円	(86,900 円)
			300Mb/s	103,000 円	(113,300 円)
			400Mb/s	111,000 円	(122,100 円)
			500Mb/s	119,000 円	(130,900 円)
			1Gb/s	150,000 円	(165,000 円)

備考

- ア 本機能は、Think VPNサービス契約における回線群代表者から請求があった場合に、その回線群代表者に係る契約者回線群においてクラウド接続回線「III型のもの」の利用がある場合（同時にクラウド接続回線「III型のもの」の申込みがあった場合を含みます。）に限り、本機能を提供します。
- イ 当社は、本機能の請求を行った契約者がアの規定を満たさなくなった場合は、本機能を廃止します。
- ウ 本機能の最低利用期間は、利用を開始した日から起算して1ヵ月とします。
- エ 契約者は、最低利用期間内に「クラウドゲートウェイ（Oracle Cloud）」の廃止があった場合は、約款第42条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。
- オ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

区分	単位	品目		金額 (税込額)	
クラウドルータ機能	クラウド接続網において、契約者回線群とクラウドゲートウェイとのルーティング（送受信 IP アドレス（ただし、IPv4 に限ります。）による符号の伝送交換を行うものをいいます。）機能を提供するもの。	1 の機能ごとに	基本機能	1 Gb/s	47,000 円 (51,700 円)
		1 の接続ごとに	接続インターフェイス	200Mb/s	5,000 円 (5,500 円)
				500Mb/s	10,000 円 (11,000 円)
				1Gb/s	20,000 円 (22,000 円)

備考

- ア 本機能は、Think VPN サービス契約における回線群代表者から請求があった場合に、その回線群代表者に係る契約者回線群においてクラウド接続回線「Ⅲ型のもの」の利用がある場合（同時にクラウド接続回線「Ⅲ型のもの」の申込みがあった場合を含みます。）に限り、本機能を提供します。
- イ 本機能は、1のクラウド接続回線につき、1の基本機能が必要になります。
- ウ 本機能は、1の基本機能につき1以上の接続インターフェイスが必要になります。
- エ 接続インターフェイスを複数利用することにより、1のクラウド接続回線と複数のクラウドゲートウェイとルーティングすることができます。
- オ クラウドゲートウェイの合計帯域以上の接続インターフェイスの帯域が必要になります。
- カ 当社は、本機能の請求を行った契約者がアおよびイの規定を満たさなくなったら場合は、本機能を廃止します。
- キ 本機能の最低利用期間は、利用を開始した日から起算して1ヵ月とします。
- ク 契約者は、最低利用期間内に「クラウドルータ機能」の廃止があった場合は、約款第42条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を一括して支払っていただきます。
- ケ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

A B及びC以外のもの

1 適用

区分	内 容															
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線、配線設備、端末設備及び Think VPNサービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。															
(2) 品目等の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事を適用し、移転、接続変更又は他社接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。															
(3) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア アクセス回線等の設置等に係る工事</td><td>アクセス回線の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 回線接続等に係る工事</td><td>契約者回線の設置、品目等の変更又は移転の際に、Think VPNサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 利用回線に係る工事</td><td>利用回線の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>エ 利用の一時中断に係る工事</td><td>契約者回線の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>オ 付加機能に係る工事</td><td>付加機能を利用する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>カ 工事費の減額適用</td><td>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</td></tr> </tbody> </table>		工事の区分	適 用	ア アクセス回線等の設置等に係る工事	アクセス回線の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 回線接続等に係る工事	契約者回線の設置、品目等の変更又は移転の際に、Think VPNサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	ウ 利用回線に係る工事	利用回線の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	エ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線の利用の一時中断を行う場合に適用します。	オ 付加機能に係る工事	付加機能を利用する場合に適用します。	カ 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
工事の区分	適 用															
ア アクセス回線等の設置等に係る工事	アクセス回線の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。															
イ 回線接続等に係る工事	契約者回線の設置、品目等の変更又は移転の際に、Think VPNサービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。															
ウ 利用回線に係る工事	利用回線の設置、変更、移転又は一時中断の再利用等の場合に適用します。															
エ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線の利用の一時中断を行う場合に適用します。															
オ 付加機能に係る工事	付加機能を利用する場合に適用します。															
カ 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。															

2 工事費の額

1 の工事ごとに

工事の種類		工事費の額 (税込額)		
アクセス回線等の設置等に係る工事	回線終端装置等の設置が伴うもの	20,000円 (22,000円)		
	上記以外のもの	8,000円 (8,800円)		
回線接続等に係る工事		2,500円 (2,750円)		
利用回線に係る工事	他社接続回線に係る部分	別に算定する実費		
	上記以外の部分	イーサ接続装置の設置を伴う場合	センドバックの場合	22,100円 (24,310円)
		コールドスタンバイの場合	31,000円 (34,100円)	
利用の一時中断に係る工事		6,500円 (7,150円)		
付加機能に係る工事	優先制御機能	10,000円 (11,000円)		
	回線冗長化機能に係るもの	下記以外の場合	30,000円 (34,100円)	
		アクセス回線の新設、端末設備に係る工事を伴う品目変更又は移転と同時に工事を行う場合	7,500円 (8,250円)	
備考 上記工事に伴い、引込み柱以降において建柱等特殊な工事を要する場合は、別に算定する費用を支払っていただきます。				

B モバイル接続回線に係るもの

1 適用

区 分	内 容															
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなるモバイル接続回線において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>															
(2) 品目等の変更の場合の工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について適用します。															
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア モバイル接続回線の設置等に係る工事</td><td>モバイル接続回線の設置、品目の変更、利用の一時中断又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ I Pアドレス等の設定等に係る工事</td><td>モバイル接続回線（CPA型のもの、CRG型のもの又はCMA型のものに係るものに限ります。）について、I Pアドレス又はI Pアドレスの数の設定、変更等（モバイル接続回線の設置等に係る工事と同時に行う場合を除きます。）に関する工事について適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 接続先ドメイン名の設定等に係る工事</td><td>モバイル接続回線（CPA型のもの、CRG型のもの又はCMA型のものに係るものに限ります。）について、接続先ドメイン名の設定、変更等（モバイル接続回線の設置等に係る工事と同時に行う場合を除きます。）に関する工事について適用します。</td></tr> <tr> <td>エ 端末設備情報の設定等に係る工事</td><td>モバイル接続回線（CRG型のものに係るものに限ります。）について、au回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線に係る端末設備に関する情報の設定又はその設定の変更等に関する工事について、適用します。</td></tr> <tr> <td>オ 認証方式の区物の変更に係る工事</td><td>モバイル接続回線（FRE型のものに係るものに限ります。）について、認証方式の区別の変更に関する工事に適用します。</td></tr> <tr> <td>カ 付加機能に係る工事</td><td> <p>付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ユーザID認証接続機能 (イ) 端末番号認証接続機能 (ウ) 位置情報受信機能 (エ) 証明書認証接続機能 <p>(ア) (イ)に係る工事費は、別記12に係るカスタマコントロールの提供に係る請求をし、その提供を受けたときは、適用しません。</p> <p>(エ)に係る工事費は、モバイル接続回線の設置時、廃止時及び認証方式の変更時を除く利用の開始又は利用の廃止の場合に限り、適用します。</p> </td></tr> </tbody> </table>		工事の区分	適 用	ア モバイル接続回線の設置等に係る工事	モバイル接続回線の設置、品目の変更、利用の一時中断又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ I Pアドレス等の設定等に係る工事	モバイル接続回線（CPA型のもの、CRG型のもの又はCMA型のものに係るものに限ります。）について、I Pアドレス又はI Pアドレスの数の設定、変更等（モバイル接続回線の設置等に係る工事と同時に行う場合を除きます。）に関する工事について適用します。	ウ 接続先ドメイン名の設定等に係る工事	モバイル接続回線（CPA型のもの、CRG型のもの又はCMA型のものに係るものに限ります。）について、接続先ドメイン名の設定、変更等（モバイル接続回線の設置等に係る工事と同時に行う場合を除きます。）に関する工事について適用します。	エ 端末設備情報の設定等に係る工事	モバイル接続回線（CRG型のものに係るものに限ります。）について、au回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線に係る端末設備に関する情報の設定又はその設定の変更等に関する工事について、適用します。	オ 認証方式の区物の変更に係る工事	モバイル接続回線（FRE型のものに係るものに限ります。）について、認証方式の区別の変更に関する工事に適用します。	カ 付加機能に係る工事	<p>付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ユーザID認証接続機能 (イ) 端末番号認証接続機能 (ウ) 位置情報受信機能 (エ) 証明書認証接続機能 <p>(ア) (イ)に係る工事費は、別記12に係るカスタマコントロールの提供に係る請求をし、その提供を受けたときは、適用しません。</p> <p>(エ)に係る工事費は、モバイル接続回線の設置時、廃止時及び認証方式の変更時を除く利用の開始又は利用の廃止の場合に限り、適用します。</p>
工事の区分	適 用															
ア モバイル接続回線の設置等に係る工事	モバイル接続回線の設置、品目の変更、利用の一時中断又は一時中断の再利用等の場合に適用します。															
イ I Pアドレス等の設定等に係る工事	モバイル接続回線（CPA型のもの、CRG型のもの又はCMA型のものに係るものに限ります。）について、I Pアドレス又はI Pアドレスの数の設定、変更等（モバイル接続回線の設置等に係る工事と同時に行う場合を除きます。）に関する工事について適用します。															
ウ 接続先ドメイン名の設定等に係る工事	モバイル接続回線（CPA型のもの、CRG型のもの又はCMA型のものに係るものに限ります。）について、接続先ドメイン名の設定、変更等（モバイル接続回線の設置等に係る工事と同時に行う場合を除きます。）に関する工事について適用します。															
エ 端末設備情報の設定等に係る工事	モバイル接続回線（CRG型のものに係るものに限ります。）について、au回線又は当社のモバイルデータ通信サービスに係る契約者回線に係る端末設備に関する情報の設定又はその設定の変更等に関する工事について、適用します。															
オ 認証方式の区物の変更に係る工事	モバイル接続回線（FRE型のものに係るものに限ります。）について、認証方式の区別の変更に関する工事に適用します。															
カ 付加機能に係る工事	<p>付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ユーザID認証接続機能 (イ) 端末番号認証接続機能 (ウ) 位置情報受信機能 (エ) 証明書認証接続機能 <p>(ア) (イ)に係る工事費は、別記12に係るカスタマコントロールの提供に係る請求をし、その提供を受けたときは、適用しません。</p> <p>(エ)に係る工事費は、モバイル接続回線の設置時、廃止時及び認証方式の変更時を除く利用の開始又は利用の廃止の場合に限り、適用します。</p>															

2 工事費の額

工事の種類	単位	工事費の額(税込額)
モバイル接続回線の設置等に係る工事	下記以外のもの	1の工事ごとに 26,000円 (28,600円)
	ワイヤレスアクセス型のもの	1の工事ごとに 45,000円 (49,500円)
IPアドレス等の設定等に係る工事	CPA型のもの 又はCMA型のもの	1の工事ごとに 5,000円 (5,500円)
	CRG型のもの	1の工事ごとに 10,000円 (11,000円)
接続先ドメイン名の設定等に係る工事	CPA型のもの 又はCMA型のもの	1の工事ごとに 5,000円 (5,500円)
	CRG型のもの	1の工事ごとに 10,000円 (11,000円)
端末設備情報の設定等に係る工事	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
認証方式の区分の変更に係る工事	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)
付加機能に係る工事	ユーザID認証接続機能	1のユーザIDごとに 100円 (110円)
	端末番号認証接続機能	1の端末番号ごとに 100円 (110円)
	位置情報受信機能	1のモバイル接続回線ごとに 5,000円 (5,500円)
	証明書認証接続機能	1のモバイル接続回線ごとに 3,000円 (3,300円)

C クラウド接続回線及びクラウドゲートウェイに係るもの

1 適用

区分	内 容																									
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなるクラウド接続回線及びクラウドゲートウェイにおいて、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>																									
(2) 品目等の変更の場合の工事費の適用	品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について適用します。																									
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア クラウド接続回線に係るもの</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>設置に係る工事</td> <td>クラウド接続回線の設置に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>品目の変更に係る工事</td> <td>クラウド接続回線の品目の変更に係る工事に適用します。</td> </tr> </table> </td></tr> <tr> <td>イ クラウドゲートウェイに係るもの</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>設置に係る工事</td> <td>クラウドゲートウェイを設置する工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>品目の変更に係る工事</td> <td>クラウドゲートウェイの品目の変更に係る工事に適用します。</td> </tr> </table> </td></tr> <tr> <td>ウ Microsoft365連携機能に係る工事</td> <td>Microsoft365連携機能の利用開始及びユーザ数の変更に係る工事に適用します。</td></tr> <tr> <td>エ スタティックNAT機能に係る工事</td> <td>スタティックNAT機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。</td></tr> <tr> <td>オ Privateピア機能に係る工事</td> <td>Microsoft365連携機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。</td></tr> <tr> <td>カ Publicピア機能に係る工事</td> <td>Microsoft365連携機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。</td></tr> <tr> <td>キ クラウドルータ機能に係る工事</td> <td>クラウドルータ機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> ウ、エ、オ、カについては、クラウドゲートウェイ(Microsoft365)を使用する場合にのみ適用します。 イについては、クラウドゲートウェイによっては、品目を変更できない場合があります。 キについては、お客様のネットワーク構成によって別途見積もりになる場合があります。 		工事の区分	適 用	ア クラウド接続回線に係るもの	<table border="1"> <tr> <td>設置に係る工事</td> <td>クラウド接続回線の設置に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>品目の変更に係る工事</td> <td>クラウド接続回線の品目の変更に係る工事に適用します。</td> </tr> </table>	設置に係る工事	クラウド接続回線の設置に係る工事に適用します。	品目の変更に係る工事	クラウド接続回線の品目の変更に係る工事に適用します。	イ クラウドゲートウェイに係るもの	<table border="1"> <tr> <td>設置に係る工事</td> <td>クラウドゲートウェイを設置する工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>品目の変更に係る工事</td> <td>クラウドゲートウェイの品目の変更に係る工事に適用します。</td> </tr> </table>	設置に係る工事	クラウドゲートウェイを設置する工事に適用します。	品目の変更に係る工事	クラウドゲートウェイの品目の変更に係る工事に適用します。	ウ Microsoft365連携機能に係る工事	Microsoft365連携機能の利用開始及びユーザ数の変更に係る工事に適用します。	エ スタティックNAT機能に係る工事	スタティックNAT機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。	オ Privateピア機能に係る工事	Microsoft365連携機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。	カ Publicピア機能に係る工事	Microsoft365連携機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。	キ クラウドルータ機能に係る工事	クラウドルータ機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。
工事の区分	適 用																									
ア クラウド接続回線に係るもの	<table border="1"> <tr> <td>設置に係る工事</td> <td>クラウド接続回線の設置に係る工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>品目の変更に係る工事</td> <td>クラウド接続回線の品目の変更に係る工事に適用します。</td> </tr> </table>	設置に係る工事	クラウド接続回線の設置に係る工事に適用します。	品目の変更に係る工事	クラウド接続回線の品目の変更に係る工事に適用します。																					
設置に係る工事	クラウド接続回線の設置に係る工事に適用します。																									
品目の変更に係る工事	クラウド接続回線の品目の変更に係る工事に適用します。																									
イ クラウドゲートウェイに係るもの	<table border="1"> <tr> <td>設置に係る工事</td> <td>クラウドゲートウェイを設置する工事に適用します。</td> </tr> <tr> <td>品目の変更に係る工事</td> <td>クラウドゲートウェイの品目の変更に係る工事に適用します。</td> </tr> </table>	設置に係る工事	クラウドゲートウェイを設置する工事に適用します。	品目の変更に係る工事	クラウドゲートウェイの品目の変更に係る工事に適用します。																					
設置に係る工事	クラウドゲートウェイを設置する工事に適用します。																									
品目の変更に係る工事	クラウドゲートウェイの品目の変更に係る工事に適用します。																									
ウ Microsoft365連携機能に係る工事	Microsoft365連携機能の利用開始及びユーザ数の変更に係る工事に適用します。																									
エ スタティックNAT機能に係る工事	スタティックNAT機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。																									
オ Privateピア機能に係る工事	Microsoft365連携機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。																									
カ Publicピア機能に係る工事	Microsoft365連携機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。																									
キ クラウドルータ機能に係る工事	クラウドルータ機能の利用開始及び設定変更に係る工事に適用します。																									

2 工事費の額

工事の種類		単位	工事費の額（税込額）		
クラウド接続回線に係るもの	設置に係る工事	I型のもの	1の接続ごとに	50,000円 (55,000円)	
		II型のもの	1の接続ごとに	50,000円 (55,000円)	
		III型のもの	1の接続ごとに	50,000円 (55,000円)	
	品目の変更に係る工事	I型のもの	1の接続ごとに	50,000円 (55,000円)	
		III型のもの	1の接続ごとに	10,000円 (11,000円)	
クラウドゲートウェイに係るもの	設置に係る工事	Microsoft365	1の接続ごとに	50,000円 (55,000円)	
		AWS	1の接続ごとに	80,000円 (88,000円)	
		Azure	1の接続ごとに	80,000円 (88,000円)	
		GCI	1の接続ごとに	80,000円 (88,000円)	
		IBM Cloud	1の接続ごとに	80,000円 (88,000円)	
	品目の変更に係る工事	Oracle Cloud	1の接続ごとに	80,000円 (88,000円)	
		Microsoft365	1の接続ごとに	20,000円 (22,000円)	
		Azure	1の接続ごとに	60,000円 (66,000円)	
		GCI	1の接続ごとに	60,000円 (66,000円)	
		Oracle Cloud	1の接続ごとに	60,000円 (66,000円)	
Microsoft365連携機能に係る工事		1の機能ごとに	25,000円 (27,500円)		
スタティックNAT機能に係る工事		1の機能ごとに	25,000円 (27,500円)		
Privateピア機能に係る工事		1の機能ごとに	20,000円 (22,000円)		
Publicピア機能に係る工事		1の機能ごとに	20,000円 (22,000円)		
クラウドルータ機能に係るもの	基本機能の利用開始に係る工事	1の機能ごとに	370,000円 (407,000円)		
	基本機能の設定変更等に係る工事	1の設定ごとに	80,000円 (88,000円)		
	接続インターフェイスの利用開始および品目変更に係る工事	1の接続ごとに	197,000円 (216,700円)		

第2 線路設置費

1 適用

区分	内容		
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が加入区域外となる場合（アクセス回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>		
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにThink VPNサービス契約を締結して、その場所でThink VPNサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときはこの差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 新たに提供を受けるThink VPNサービスに係るThink VPN契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> <p>イ Think VPNサービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> <p>ウ ア又はイの規定は、契約者回線が異経路となる場合は準用しません。</p>		

2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区分	線路設置費の額 (税込額)
光配線	97,000円 (106,700円)

第3 設備費

1 適用

区分	内容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

区分	内容
当該設備ごとに	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するThink VPNサービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 カスタマコントロールに係る料金等

1 カスタマコントロールに係る料金

(1) 適用

カスタマコントロールに係る料金の適用については、別記12（カスタマコントロールの提供）の規定によるとおりとします。

(2) 料金額

区分	単位	料金額（税込額）	月額
カスタマコントロールの料金	ドメイン名（当社が契約者にあらかじめ割り当てたドメイン名をいいます。）ごとに	5,000円（5,500円）	
備考			
1 本サービスに係る料金額は、モバイル接続回線のCPA型のものに係る契約者に限り適用します。			
2 ドメイン名の割り当てに関しては、当社が別に定めるところによります。			

2 カスタマコントロールに係る工事に関する費用

(1) 適用

カスタマコントロールに係る工事に関する費用の適用については、別記12（カスタマコントロールの提供）の規定によるとおりとします。

(2) 工事費の額

区分	単位	工事費の額（税込額）
カスタマコントロールの設定に関する工事	1 の工事ごとに	5,000円（5,500円）

第2 端末設備状態通知サービスに係る料金等

A 端末設備状態通知サービスに係る料金

1 適用

区分	内 容																										
端末設備状態通知サービスの提供に係る料金の適用	<p>ア 当社は契約者について、端末設備状態通知サービスの提供に係る料金を適用します。</p> <p>イ 当社は、端末設備状態通知サービスの提供に係る料金を適用するにあたって、次のとおり種類を定めます。</p>																										
種類	内 容																										
タイプI	<p>契約者が指定した端末設備に対して、以下の機能を提供するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>機能の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死活監視</td> <td>監視信号を送信し、応答がない場合、その旨を契約者に通知する機能</td> <td>IPアドレスごとに</td> </tr> </tbody> </table>			区分	内容	機能の単位	死活監視	監視信号を送信し、応答がない場合、その旨を契約者に通知する機能	IPアドレスごとに																		
区分	内容	機能の単位																									
死活監視	監視信号を送信し、応答がない場合、その旨を契約者に通知する機能	IPアドレスごとに																									
タイプII	<p>契約者が指定した端末設備に対して、以下の機能を提供するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>機能の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターフェイス監視</td> <td>当社が別に定める状態に関する情報について、契約者に通知する機能</td> <td>インターフェイスごとに</td> </tr> <tr> <td>Trap監視</td> <td></td> <td>ノードごとに</td> </tr> <tr> <td>サービス監視</td> <td></td> <td>ノードごとに</td> </tr> <tr> <td>ラウンドトリップタイム測定</td> <td></td> <td>IPアドレスごとに</td> </tr> <tr> <td>インターフェイス性能測定</td> <td></td> <td>インターフェイスごとに</td> </tr> <tr> <td>サーバー性能測定</td> <td></td> <td>ノードごとに</td> </tr> <tr> <td>サービスレスポンスタイム測定</td> <td></td> <td>ノードごとに</td> </tr> </tbody> </table>			区分	内容	機能の単位	インターフェイス監視	当社が別に定める状態に関する情報について、契約者に通知する機能	インターフェイスごとに	Trap監視		ノードごとに	サービス監視		ノードごとに	ラウンドトリップタイム測定		IPアドレスごとに	インターフェイス性能測定		インターフェイスごとに	サーバー性能測定		ノードごとに	サービスレスポンスタイム測定		ノードごとに
区分	内容	機能の単位																									
インターフェイス監視	当社が別に定める状態に関する情報について、契約者に通知する機能	インターフェイスごとに																									
Trap監視		ノードごとに																									
サービス監視		ノードごとに																									
ラウンドトリップタイム測定		IPアドレスごとに																									
インターフェイス性能測定		インターフェイスごとに																									
サーバー性能測定		ノードごとに																									
サービスレスポンスタイム測定		ノードごとに																									
	<p>ウ 当社は、1の契約者回線群ごとに基本料を適用します。</p> <p>エ 当社は、1の契約者回線ごとに提供する機能の合計数（区分ごとに集計した合計とします。）に基づき算定した加算料を適用します。</p> <p>オ 当社は、端末設備状態通知サービスの提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>																										

2 料金額

端末設備状態通知サービス使用料

(1) タイプI

			月額
	単位		料金額
A 基本料	1の契約者回線群ごとに		9,000円 (9,900円)
B 加算料	1の契約者回線ごとに	提供する機能の合計が5までの部分	1,500円 (1,650円)
		提供する機能の合計が5を超える部分	機能の合計が5を超える5までごとに1,500円 (1,650円) を加えた額
備考			1 端末設備状態通知サービス使用料は、基本料及び加算料を合算して適用します。

(2) タイプⅡ

			月額	
	単位		料金額	
A 基本料	1の契約者回線群ごとに		9,000円 (9,900円)	
B 加算料	1の契約者回線ごとに	提供する機能の合計が10までの部分	5,000円 (5,500円)	
		提供する機能の合計が10を超える部分	機能の合計が10を超える5までごとに2,500円 (2,750円) を加えた額	
備考				
1 端末設備状態通知サービス使用料は、基本料及び加算料を合算して適用します。				

B 端末設備状態通知サービスに係る工事に関する費用

1 適用

区分	内 容							
(1) 工事費の適用	端末設備状態通知サービスに係る工事費は、1の工事ごとに適用します。							
(2) 工事の適用区分	工事の区分は次のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用の開始に係る工事</td> <td>端末設備状態通知サービスの利用を開始する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>設定変更に係る工事</td> <td>端末設備状態通知サービスの利用内容の変更ごとに適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	適用	利用の開始に係る工事	端末設備状態通知サービスの利用を開始する場合に適用します。	設定変更に係る工事	端末設備状態通知サービスの利用内容の変更ごとに適用します。
区分	適用							
利用の開始に係る工事	端末設備状態通知サービスの利用を開始する場合に適用します。							
設定変更に係る工事	端末設備状態通知サービスの利用内容の変更ごとに適用します。							
	区分	適用						
	利用の開始に係る工事	端末設備状態通知サービスの利用を開始する場合に適用します。						
	設定変更に係る工事	端末設備状態通知サービスの利用内容の変更ごとに適用します。						

2 工事費の額

月額		
工事の種類	単位	工事費の額（税込額）
利用の開始に係る工事	1の契約者回線群ごとに	8,000円 (8,800円)
	1の契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)
設定変更に係る工事	1の契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)

別表 基本的な技術的事項

当社が回線終端装置を提供する場合

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
イーサネット方式	1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、5Mb/s、10Mb/s、20Mb/s、30Mb/s、50Mb/s、100Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠又は IEEE802.3u 100BASE-TX準拠		
	200Mb/s、300Mb/s、500Mb/s、1Gb/s	1000BASE-SX 接続のもの	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠) 又は LC型単心光ファイバコネクタ (IEC規格61754-20準拠) GI型光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125 及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX準拠	
		1000BASE-T 接続のもの	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠	
	2Gb/s、3Gb/s、5Gb/s、10Gb/s	10GBASE-SR 接続のもの	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC規格61754-20準拠) GI型光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/125 及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-SR準拠	
		10GBASE-LR 接続のもの	LC型単心光ファイバコネクタ (IEC規格61754-20準拠) SM型光ファイバケーブル (JIS規格C6835のSSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-LR準拠	
ワイヤレスアクセス型のもの		ベストエフ オート	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠又は IEEE802.3u 100BASE-TX準拠又は IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠	

附則

(実施期日)

1 この約款は、令和元年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供しているクラウド接続回線Office365のものについては、この改正規定実施の日にクラウド接続回線I型のものに移行したものとみなします。

3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供しているクラウド接続回線の品目がAWS型 10Mb/s のものについては、この改正規定実施の日にクラウド接続回線II型のものに移行したものとみなします。

4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供しているクラウド接続回線AWS型のうち、50Mb/s、100Mb/s、200Mb/s、300Mb/s、400Mb/sおよび500Mb/sについては、この改正規定実施の日にクラウド接続回線III型のものの同一品目に移行したものとみなします。

5 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供しているクラウドゲートウェイ (Office365) のものについては、この改正規定実施の日にクラウドゲートウェイ (Micorsoft365) のものに移行したものとみなします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年7月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。